

別表六の二（二十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和3年改正前の措置法（以下「令和3年旧措置法」といいます。）第68条の15の6第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「前連結事業年度又は前事業年度²⁵」の月数が6月に満たない場合（その月数が適用年度（令和3年旧措置法第68条の15の6第3項第3号に規定する適用年度）といいます。以下同じです。）の月数に満たない場合に限り、令和3年改正前の措置法令（以下「令和3年旧措置法令」といいます。）第39条の46の2第6項第2号イ（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）に規定する前一年連結事業年度等（同号イの前連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等（同号イの事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を「国内雇用者に対する給与等の支給額²⁶」の上段に外書として記載します。この場合において、
「 $\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{25の前連結事業年度又は前事業年度の月数}} \times \text{27}$ 」
中「25の前連結事業年度又は前事業年度の月数」とあるのは「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額²⁸」中「26」とあるのは「 $(26) + (26 \text{の外書})$ 」として計算します。
- 3 「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によります。
 - (1) 適用年度の月数と、「連結事業年度等又は事業年度等²⁹」の「前連結事業年度等²」の月数とが同じ場合 「29」から「33」までの「前一年連結事業年度等特定期間³」の各欄は、記載しません。
 - (2) 「連結事業年度等又は事業年度等²⁹」の「前連結事業年度等²」の月数が適用年度の月数に満たない場合 「30」から「33」までの「前連結事業年度等²」の各欄は、記載しません。
 - (3) 「連結事業年度等又は事業年度等²⁹」の「前連結事業年度等²」の月数が適用年度の月数を超える場合 「29」から「33」までの「前一年連結事業年度等特定期間³」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額³³」の「前連結事業年度等²」には「同上のうち継続雇用者に係る金額³¹」の「前連結事業年度等²」の金額のうち令和3年旧措置法令第39条の46の2第13項第2号ロに規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。